

## 任意加入中に納めすぎた保険料をお返しします！

国民年金の被保険者としての加入期間は満60歳までですが、60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていない場合や、納付済期間が少ない（昭和16年4月2日以降生まれは40年、それ以前は短縮あり）ため老齢基礎年金を満額受給できない場合は、60歳以降に任意で加入して保険料を納付することができます。（厚生年金・共済年金に加入中の方は除く）

この任意加入をされた方の中で、ご自身が気づかない間に満額になる月数を超えてしまい、年金に反映しない月数の保険料を納めている場合があります。

平成17年3月以前に任意加入をやめる手続きをされた方は、法律上お返しすることができませんでしたが、お申し出によりお返しできるようになりました。

心当たりがある方は、お近くの社会保険事務所にご相談いただいて、もし納めすぎていれば還付手続きをしていただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

## ★★★麻しん・風しん予防接種について★★★

麻しん・風しん対策の強化の為、乳幼児に2回接種制度の導入、そして、平成20年度から24年度までの5年間、中学1年生に相当する年齢の方及び高校3年生の年齢に相当する年齢の方を対象に、麻しん・風しんの予防接種を実施します。該当される方には、役場より問診票等をお送りします。

※ 該当される方に対する予防接種料金は、西粟倉村が負担いたします。

## 予防接種に該当される方（第一期～第四期）

### <集団接種>

- ・ 1歳から2歳の間の方（第一期）
- ・ 小学校就学前の1年間（幼稚園児等の年長児）の方（第二期）
- ・ 中学1年生の年齢に相当する方（第三期）

接種日時を決め集団接種を行いますのでご利用下さい。個別に接種されても構いません。（日程や場所はホームページに掲載しておりますのでご覧下さい）

### <個別接種>

- ・ 高校3年生の年齢に相当する方（第四期）

岡山県内相互乗り入れ予防接種協力医療機関で接種するようにして下さい。



## 詳しいお問い合わせ・ご相談は

役場保健福祉課（いきいきふれあいセンター）

保健師まで（79-7100）

